

「新型インフルエンザ対策行動計画」について

平成 17 年 11 月

厚生労働省

- 新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行
- 近年では、東南アジア等において、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染
- 変異により、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザ発生の危険性が増大
- 「厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部」「鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」を開催
- WHO世界インフルエンザ事前対策計画(2005年5月)に準じて、我が国の「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定

<「新型インフルエンザ対策行動計画」の概要>

1 流行規模の推計

医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人（中間値約1,700万人）と推計（米国疾病管理センターの推計モデルを使用）

2 行動計画

発生状況に応じて6フェーズ（段階）に分類し、「計画と連携」、「サーベイランス」、「予防と封じ込め」、「医療」、「情報提供・共有」の5分野にわたって、国際的な連携の下に、実施すべき具体的な対策を策定した。

フェーズ1 : 家きん、ブタ等におけるインフルエンザのサーベイランスを実施 等

フェーズ2 : 高病原性鳥インフルエンザ発生国からの家きん肉等の輸入停止 等

フェーズ3 : 対策本部設置（国・都道府県）、タミフルの備蓄必要量の決定と備蓄の開始、ワクチン開発の推進 等

フェーズ4 : 感染症法に基づく指定感染症への政令指定（患者の隔離）、サーベイランス強化、ワクチンの製造着手（生産所要期間6ヶ月） 等

フェーズ5 : 病院・高齢者施設等（基礎疾患を有する者が集まる施設）における感染予防策の強化、外出自粛を勧告 等

フェーズ6 : 厚生労働大臣が非常事態宣言、必要に応じ国際航空等の運行自粛、全医療機関で診断・治療を実施 等

<参考>

* 行動計画のフェーズの概要

新型インフルエンザへの対策は、その発生状況等に応じてとるべき対応が異なることから、パンデミックが起こる前からパンデミックがピークを迎えるまでを状況に応じて6つのフェーズ（段階）に分類し、さらにフェーズごとに国内で新型インフルエンザが発生していない場合（国内非発生）と国内で新型インフルエンザが発生した場合（国内発生）に細分化して、それぞれのフェーズごとに、我が国の具体的計画を策定している。

現在（平成17年11月14日）、我が国は、「フェーズ3 A（国内非発生）」となっている。

<フェーズの概要>

- | | |
|---------------|---|
| フェーズ1（トリートリ） | 新型インフルエンザウイルスのヒトへの感染が見られない。動物内でヒトに感染する恐れのあるインフルエンザはあるが、ヒトへの感染リスクは小さい。 |
| フェーズ2（トリートリ） | 新型インフルエンザウイルスのヒトへの感染が見られない。動物内でヒトに感染する恐れのあるインフルエンザはあり、ヒトへの感染リスクが大きい。 |
| フェーズ3（トリートリ） | 新しいヒト感染が見られるが、ヒトーヒト感染による拡大は見られない、あるいは、非常に稀に感染が見られる（家族内など密接な接触者）。 |
| フェーズ4（ヒトーヒト） | 限定されたヒトーヒト感染の小さな集団発生（クラスター）が見られるが、ヒトーヒト感染は依然として限定的。 |
| フェーズ5（ヒトーヒト） | より大きな（あるいは複数の）ヒトーヒト感染の集団発生（クラスター）が見られるが、ヒトーヒト感染は依然として限定的。 |
| フェーズ6（パンデミック） | 一般のヒト社会の中で感染が増加し、持続している。 |

新型インフルエンザ専門家会議設置要綱

1. 目的

近年、東南アジア等において、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染し、死亡例が報告され、昨今では、ヨーロッパで高病原性鳥インフルエンザの発生が報告されるなど、その拡大が見られる状況であり、突然変異によるヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生の危険性が高まっている。

このため、WHO世界インフルエンザ事前対策計画(平成 17 年 5 月)に準じて、迅速かつ確実な対策を講ずるものとし、政府においては、「新型インフルエンザ対策行動計画」を平成17年 11 月に策定したところである。

今後、新型インフルエンザ行動計画に基づく対策に関する専門的技術的事項について調査審議するため、新型インフルエンザ専門家会議(以下「会議」という。)を設置する。

2. 会議の所掌事務

- (1) 新型インフルエンザ出現時の専門的技術的事項(サーベイランス、予防と封じ込め、医療、情報提供・共有その他の専門的事項)について調査審議すること。
- (2) その他新型インフルエンザ出現時の対策について意見を述べること。

3. 組織

- (1) 会議は、新型インフルエンザ対策推進本部幹事会・幹事長である健康局長の下に設置する。
- (2) 委員は、新型インフルエンザに関し学識経験のある者のうちから、健康局長が委嘱する。

4. 委員の任期等

- (1) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は、再任されることができる。

5. その他

- (1) 会議は、厚生労働省健康局長が議題に関連する委員を招集し、開催する。
- (2) 会議の庶務は、大臣官房厚生科学課の協力を得て、健康局結核感染症課において処理する。
- (3) この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、別途定めることとする。

附則

この要綱は、平成17年12月27日より施行する。

「新型インフルエンザ専門家会議」
委員リスト

サーベイランス部門

大日 康史 国立感染症研究所感染症情報センター主任研究官
神谷 信行 東京都健康安全研究センター疫学情報室主任研究員
川名 明彦 国立国際医療センター特別疾病制圧班医長
○谷口 清州 国立感染症研究所感染症情報センター第一室長
藤本 眞一 神奈川県秦野保健所長
(調整中) 日本医師会常任理事

〔事務局 結核感染症課〕

〔関係課室 地域保健室、労働衛生課〕

予防と封じ込め部門

公衆衛生対策 (検疫を含む)

石塚 紀元 成田空港検疫所検疫課長
○岡部 信彦 国立感染症研究所感染症情報センター長
角野 文彦 滋賀県長浜保健所長(全国保健所長会・会長)
相楽 裕子 横浜市立市民病院感染症部長
田中 毅 福岡検疫所検疫課長
中島 一敏 国立感染症研究所感染症情報センター主任研究官

〔事務局 結核感染症課〕

〔関係課室 地域保健室、食品安全部企画情報課〕

ワクチン及び抗ウイルス薬

泉 陽子 茨城県保健福祉部医監兼次長
庵原 俊昭 国立病院機構三重病院長
岡部 信彦 国立感染症研究所感染症情報センター長
小田切孝人 国立感染症研究所ウイルス第三部第一室長
○田代 眞人 国立感染症研究所ウイルス第三部長
田中 政宏 国立感染症研究所感染症情報センター主任研究官
多屋 馨子 国立感染症研究所感染症情報センター第三室長
永井 英明 国立病院機構東京病院呼吸器科医長

〔事務局 結核感染症課〕

〔関係課室 研究開発振興課、国立病院課、血液対策課、審査管理課〕

医療部門

上野 久美 国立感染症研究所感染症情報センター研究官
大久保 憲 東京医療保健大学医療情報学科感染制御学教授
○川名 明彦 国立国際医療センター国際疾病センター特別疾病制圧班医長
中村 健二 埼玉県保健医療部長(全国衛生部長会・副会長)
林 茂樹 独立行政法人国立病院機構災害医療センター副院長
森兼 啓太 国立感染症研究所感染症情報センター主任研究官
飯沼 雅朗 日本医師会前常任理事

[事務局 結核感染症課]

[関係課室 指導課、経済課、国立病院課]

情報提供・共有

岡部 信彦 国立感染症研究所感染症情報センター長
田崎 陽典 株式会社電通パブリックリレーションズ
コーポレート・コミュニケーション・コンサルティング室
前田 秀雄 新宿区副保健所長
○丸井 英二 順天堂大学医学部教授
安井 良則 国立感染症研究所感染症情報センター主任研究官
吉川 筆子 慶應義塾大学商学部助教授

[事務局 結核感染症課]

[関係課室 広報室]

新型インフルエンザ専門家会議設置要綱

1. 目的

近年、東南アジア等において、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染し、死亡例が報告され、昨今では、ヨーロッパで高病原性鳥インフルエンザの発生が報告されるなど、その拡大が見られる状況であり、突然変異によるヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生の危険性が高まっている。

このため、WHO世界インフルエンザ事前対策計画(平成17年5月)に準じて、迅速かつ確実な対策を講ずるものとし、政府においては、「新型インフルエンザ対策行動計画」を平成17年11月に策定したところである。

今後、新型インフルエンザ行動計画に基づく対策に関する専門的技術的事項について調査審議するため、新型インフルエンザ専門家会議(以下「会議」という。)を設置する。

2. 会議の所掌事務

- (1) 新型インフルエンザ出現時の専門的技術的事項(サーベイランス、予防と封じ込め、医療、情報提供・共有その他の専門的事項)について調査審議すること。
- (2) その他新型インフルエンザ出現時の対策について意見を述べること。

3. 組織

- (1) 会議は、新型インフルエンザ対策推進本部幹事会・幹事長である健康局長の下に設置する。
- (2) 委員は、新型インフルエンザに関し学識経験のある者のうちから、健康局長が委嘱する。

4. 委員の任期等

- (1) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は、再任されることができる。

5. その他

- (1) 会議は、厚生労働省健康局長が議題に関連する委員を招集し、開催する。
- (2) 会議の庶務は、大臣官房厚生科学課の協力を得て、健康局結核感染症課において処理する。
- (3) この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、別途定めることとする。

附則

この要綱は、平成17年12月27日より施行する。

「新型インフルエンザ専門家会議」
委員リスト

サーベイランス部門

- 大日 康史 国立感染症研究所感染症情報センター主任研究官
神谷 信行 東京都健康安全研究センター疫学情報室主任研究員
川名 明彦 国立国際医療センター特別疾病制圧班医長
○谷口 清州 国立感染症研究所感染症情報センター第一室長
藤本 眞一 神奈川県秦野保健所長
(調整中) 日本医師会常任理事
〔事務局 結核感染症課〕
〔関係課室 地域保健室、労働衛生課〕

予防と封じ込め部門

公衆衛生対策 (検疫を含む)

- 石塚 紀元 成田空港検疫所検疫課長
○岡部 信彦 国立感染症研究所感染症情報センター長
角野 文彦 滋賀県長浜保健所長(全国保健所長会・会長)
相楽 裕子 横浜市立市民病院感染症部長
田中 毅 福岡検疫所検疫課長
中島 一敏 国立感染症研究所感染症情報センター主任研究官
〔事務局 結核感染症課〕
〔関係課室 地域保健室、食品安全部企画情報課〕

ワクチン及び抗ウイルス薬

- 泉 陽子 茨城県保健福祉部医監兼次長
庵原 俊昭 国立病院機構三重病院長
岡部 信彦 国立感染症研究所感染症情報センター長
小田切孝人 国立感染症研究所ウイルス第三部第一室長
○田代 真人 国立感染症研究所ウイルス第三部長
田中 政宏 国立感染症研究所感染症情報センター主任研究官
多屋 馨子 国立感染症研究所感染症情報センター第三室長
永井 英明 国立病院機構東京病院呼吸器科医長
〔事務局 結核感染症課〕
〔関係課室 研究開発振興課、国立病院課、血液対策課、審査管理課〕

医療部門

上野 久美 国立感染症研究所感染症情報センター研究官
大久保 憲 東京医療保健大学医療情報学科感染制御学教授
○川名 明彦 国立国際医療センター国際疾病センター特別疾病制圧班医長
中村 健二 埼玉県保健医療部長(全国衛生部長会・副会長)
林 茂樹 独立行政法人国立病院機構災害医療センター副院長
森兼 啓太 国立感染症研究所感染症情報センター主任研究官
飯沼 雅朗 日本医師会前常任理事

[事務局 結核感染症課]

[関係課室 指導課、経済課、国立病院課]

情報提供・共有

岡部 信彦 国立感染症研究所感染症情報センター長
田崎 陽典 株式会社電通パブリックリレーションズ
コーポレート・コミュニケーション・コンサルティング室
前田 秀雄 新宿区副保健所長
○丸井 英二 順天堂大学医学部教授
安井 良則 国立感染症研究所感染症情報センター主任研究官
吉川 筆子 慶應義塾大学商学部助教授

[事務局 結核感染症課]

[関係課室 広報室]